

旭保総第1104号
平成30年3月27日

関係事業所 管理者 様

旭川市長 西川 将人
(保健所保健総務課担当)

平成30年度介護報酬改定に関する介護給付費算定に係る
体制等状況一覧表等の届出について

平成30年度の介護報酬改定に伴う介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(以下「体制届」という。)の取扱いは、次のとおりですので、対象となる事業所につきましては、提出期日までに関係書類を提出してください。

- 1 体制届の提出期限
平成30年4月16日(月) 必着
- 2 提出先
旭川市保健所保健総務課
- 3 届出が必要な事業所
 - (1) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設で実施している(予防)短期入所療養介護の事業所は加算算定内容に変更がなくても全事業所、体制届を提出してください。なお、添付書類につきましては、届出項目に関する添付書類と変更が生じた加算等の添付書類の提出が必要です。

サービス名	届出項目
・介護老人保健施設 ・介護老人保健施設で実施している(介護予防)短期入所療養介護	在宅強化型・従来型の場合 ・施設区分 ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算
・介護療養型医療施設	入院患者に関する基準

- (2) 次のサービスの届出項目の加算を算定している場合も体制届の提出が必要です。

サービス名	届出項目
・訪問看護	看護体制強化加算 ※加算を算定している事業所
・訪問・通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算 ※加算を算定している事業所

- (3) 上記を除く居宅系サービス事業所
次の場合に、体制届を提出してください。
 - ア 新規に創設された加算を算定する場合
 - イ 施設等区分(事業所規模)の変更があった場合
 - ウ 従来からの加算を変更する場合 等なお、新設された加算で新たな届出がない場合については、「なし」、「非該当」、「対応不可」となりますので御了承ください。

担 当
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
・電話 26-1111 (内) 2945 ・ファックス 26-2912
保健総務課 医務薬務担当